

# 令和7年度（2025年度）第1回政策会議

日 時：令和7年（2025）年11月4日（火）10:15～10:30

会 場：市長会議室

参考者：大泉市長、佐藤副市長、手塚企業局長、藤井教育長、  
阿部企画部長、池田総務部長

## 付議事項

函館市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

## 対応者

山田保健所長、佐藤保健福祉部長、小林保健所次長、原保健福祉部次長、  
松倉保健予防課長

### ◆議題の趣旨◆

函館市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について協議しました。

### ◆協議の結果◆

原案のとおり、本件の内容は了承されました。

### ◆主な発言◆

#### ■佐藤保健福祉部長

函館市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定については、新型コロナウイルスの感染拡大やこれまでの対応を踏まえて、平成26年（2014年）に策定した、特措法に基づく行動計画の全面改定を行うこととされており、政府の行動計画および道の計画についても順次改定が行われている。市町村の計画はこれらと整合性を取って定める必要があり、また、道の計画改定から1年以内に市町村計画を改定する取扱いとなっていることから、このたび改正案を取りまとめ、付議するものである。詳細については保健予防課長からご説明する。

#### ■松倉保健予防課長

このたび策定する行動計画は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）」に基づき、今回の新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合に迅速に対処するため、国が令和6年（2024年）7月に政府行動計画を抜本的に改定したことに伴い、本市においても国や道が策

定する計画を踏まえつつ、平成 26 年（2014 年）に策定した本計画を全面的に改定するものであり、特措法の対象となる新型インフルエンザ等とは、新型インフルエンザ感染症、指定感染症、新感染症である。

「計画に基づく対策の目的」は 2 点あり、1 点目は、感染拡大を可能な限り抑制し、医療提供体制への負荷を軽減し、必要な治療を提供することにより、市民の生命および健康を保護すること。2 点目は、地域での感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えにより、市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることである。

次に「本市の感染症危機管理の体制」として、管内で新型インフルエンザ等の発生が確認され、保健所内の体制強化が必要なときに、「市立函館保健所健康危機対処計画（感染症編）」に基づき、保健所長を本部長、統括保健師を本部長補佐として、市立函館保健所感染症対策本部を設置する。また同時期に、全庁的な連携体制の構築のため、保健福祉部長が関係部長を招集の上、関係部長会議を開催し、対策の基本方針の情報共有や新型インフルエンザ等対策の推進について検討を進め、さらに、緊急事態宣言が発出された場合は、直ちに、市長を本部長として新型インフルエンザ等対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することとなる。

「新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方」は、新型インフルエンザや新型コロナ以外の呼吸器感染症にも広く対応できるよう、発生した感染症の特性や状況の変化に応じて、対策実施上の時期を準備期、初動期、対応期の 3 段階に分け、柔軟かつ機動的な切り替えにより実施される。

「感染症危機における時期ごとの有事のシナリオ」としては、

- ・ 準備期は、国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまでを想定し、水際対策の実施体制の構築や医療提供体制の整備、市民への啓発、DX の推進など事前の準備を行う時期となる。
- ・ 初動期は、発生の情報を探知後、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまでを想定し、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできるだけ遅らせる対応により、市として感染源の侵入に対する万全の体制を構築するよう進める。
- ・ 対応期は、基本的対処方針が実行され、発生当初の封じ込めを念頭に対応することを想定し、感染拡大のスピードを出来る限り抑え、ワクチンや治療薬等の対応により、感染者数の減少をさせ、基本的な感染症対策に移行できるよう対策するものである。

「新型インフルエンザ等対策実施上の留意点」は 8 点あり

- 1 感染症危機の対応のため、平時の初動体制の整備や拡充に努めること。
- 2 市民生活と社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、感染拡大防止と社

社会経済活動のバランスを踏まえた対策へ円滑に切り替えること。

- 3 特措法による行動制限等、市民への制限が加わる場合、必要最小限とするなど基本的人権を尊重すること。
- 4 危機管理としての特措法の性格に留意し、まん延防止等措置や緊急事態措置など不要な措置は講じない。
- 5 政府、都道府県および市町村対策本部が設置された場合、相互の連携協力を確保すること。
- 6 高齢者や社会福祉施設等に対し、平時から医療提供体制等について、有事に備えた準備を行うこと。
- 7 感染症危機下において災害が発生した際には、地域における状況の把握に努め、避難等の支援等を速やかに行うこと。
- 8 新型インフルエンザ等の対策の実施に係る記録の作成や保存を行うこと。となっている。

次に、「主な対策項目とその項目の考え方」について、この新型インフルエンザ等対策行動計画では、政府行動計画と同様に13項目について、準備期、初動期、対応期の3期に分けて具体的な取組について記載しており、複数の対策項目に共通して考慮している内容として、人材育成と国および道との連携、そしてDXの推進があげられている。

対策の13項目の第1項目は「実施体制」について、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等により対応力を高め、迅速な情報収集と分析を行い、的確な政策判断により発生時の感染拡大を可能な限り抑制すること。

第2項目は「情報収集・分析」について、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集分析や提供の体制を整備し、定期的な情報の収集分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保により、感染症対策と社会経済活動の両立につなげる。

第3項目は「サーベイランス」について、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランスの体制構築やシステム整備を行い、平時から感染症の発生動向の把握等のサーベイランスを実施し、感染症対策の強化または緩和を行う。

第4項目は「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」について、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、適切に判断行動できるようにする。

第5項目は「水際対策」について、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限を実施し、国内への侵入を出来る限り遅らせることにより、国内の医療提供体制等の準備時間を確保するなどの協力を行う。

第6項目は「まん延防止」について、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、国から示される対策の切り替えの指標に基づき、市民生活および社会経済活動への影響を最小化するよう検討を進める。

第7項目は「ワクチン」について、ワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を予防し、患者の発生数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収められるよう、平時から接種体制等について準備をすすめ市民の健康を守る。

第8項目は「医療」について、平時から医療措置協定により、感染症医療を提供できる体制の整備およびその確保を行い、有事には、病原性や感染性の変化に機動的かつ柔軟に対応することにより、医療の提供を滞ることなく継続し市民の生命および健康を守る。

第9項目「治療薬・治療法」については、国は、治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から研究開発、薬事承認、製造、供給等の一連の取組を行い、医療機関等に薬剤の適切な使用への要請に協力する。

第10項目は「検査」について、平時における協定の締結により、有事に必要となる検査体制の整備をし、発生当初から病原性や地域の状況を踏まえた検査拡充等の体制を迅速に整備する。

第11項目は「保健」について、平時から情報収集体制や人員体制の構築、発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行い、地域における対策を推進する。

第12項目は「物資」について、感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞ることを防ぐため、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策を講ずるとともに、必要に応じて、道へ物資の確保を要請する。

最後の第13項目は「市民生活および地域経済の安定の確保」について、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者や市民等に必要な準備を勧奨し、発生時には地域の実情などにも留意しながら、国および道と連携し適切な支援を検討するように努める。

## ■大泉市長

コロナ禍を振り返ると、このような計画に基づいて、平時から色々な関係機関が連携できる体制ができていることの重要性を改めて感じる。いつまた同じような危機が起こるとも限らないので、コロナ禍の経験も踏まえて取りまとめられた当該計画を元に、日頃から備えることが大事だ。

本件については了承する。

■阿部企画部長

他に意見がなければ、原案のとおり了承とさせていただく。